

「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等に関する規程

平成 30 年 3 月 6 日

〔令和 3 年 4 月 23 日一部改訂〕

〔令和 6 年 6 月 20 日一部改訂〕

〔令和 7 年 7 月 3 日一部改訂〕

文 部 科 学 省

初 等 中 等 教 育 局

1. 趣旨・目的

平成 29 年 7 月 13 日に文部科学省が公表した「高校生のための学びの基礎診断」実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）の仕組みを創設することにより、高校生の基礎学力の定着に向けた P D C A サイクルの取組を促進し、もって高等学校教育の質の確保・向上に資する。

2. 枠組み概要

基礎診断は、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等（以下「測定ツール」という。）を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みである。

3. 活用の基本的な考え方

基礎診断は、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つであり、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待される。

基礎診断の結果は、学習成果や課題を把握することにより、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つ（※1）などに活用されることを基本とする。

※1 基礎診断により測定できる学力は、多様な資質・能力の一側面であることから、その結果をもって直ちに生徒の成績評価を行うことは想定しておらず、あくまで、生徒の基礎学力の習得を促すために、定着度合いを把握する一つの目安として活用されることを前提としている。その上で、基礎診断の結果を成績評価の材料の一つとして用いるに当たっては、利用する学校の教育目標や評価方針に照らし、生徒の資質・能力のどの部分を評価するために用いるのか、また、定着度合いの目標をどこに設定して評価しようとしているのか等を明確にしておく必要がある。

4. 認定基準等

測定ツールを基礎診断として認定する際の基準及び民間事業者等が認定後に遵守すべき事項（これらを「認定要件」という。）並びに認定の効果は、以下のとおりである。

（1）認定基準

①出題に関すること

- ・ 学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること。

- ・対象教科は国語、数学又は英語とし（※２）、共通必修科目を中心に出題すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受験時期に応じて共通必修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。
- ・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題することを明らかにしていること。
- ・主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題を出題することを明らかにしていること。
- ・英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の４技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の３教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、認定の翌年度から３年間の間に利活用されるものに限り、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない（※３）。なお、認定の翌年度から３年間の間に「話す」技能について測定ツールで対応できるように努めること。
- ・ツールによって測定する資質・能力が「・・・することができる」という形で明確に示されており、それらが高等学校学習指導要領（平成３０年３月告示）に示されている各教科の目標および「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（平成３１年３月２９日付け初等中等教育局長通知）等で示されている各教科の評価の観点の趣旨等に対応していること。
- ・ツールによって測定しようとしている資質・能力と、測定方法が適切に対応していること。具体的には、出題の方針において、基本的な考え方を明確に示しているとともに、サンプル問題の設問について、学習指導要領の各教科の目標及び内容のどの部分に対応するのか具体的に示しており、その対応関係が妥当であると認められること。

※２ 単教科、２教科（国語・数学・英語の中から任意の２教科の組み合わせ）又は３教科で構成される測定ツールのことを指す。複数の教科で構成される測定ツールについて、そのうちの一部の教科のみを対象として認定の申請を行うことも可能。

※３ 国語、数学及び英語の３教科セットの測定ツールについても、英語４技能のバランスのとれた育成・評価を促進する観点からは、本来の４技能測定の機能が具備されることが望まれ、それに向けた「話す」技能測定に関する技術開発や環境整備の進展も期待される。また、「話す」技能測定の機能が具備されていない場合においても、学校におけるスピーキング試験の実効性を高める観点からは、問題、解答例及び採点基準に留まらず、実施マニュアル（試験の運営例など）、得点ごとの応答例、採点研修用ツール等が提供されることが望ましい。これらを活用して学校等で実施・採点を行うことにより、求められる英語４技能のバランスのとれた育成・評価に資することとなるが、学校等で採点した結果を事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実により生かすことのできるよう、その結果を集計・分析するサービス等が提供されることも効果的である。

②結果提供に関すること

- ・ 学習指導要領に示す目標に照らした定着度合いの測定を通じて学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること。
- ・ 試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の考え方と分析の手法を明らかにしていること。
- ・ 基礎診断の結果提供は、達成度評価（目標準拠）とする。なお、高等学校側の希望があった場合に、集団に準拠した評価やそれに基づく進路選択の参考となる情報を提供することまでは妨げないが、これらの情報は、認定されている基礎診断の結果提供ではないものであり、認定された結果提供と明確に区分したうえで提供すること。

③運営その他に関すること

- ・ 学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されるものであること。
- ・ 学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報や選択に資する情報（※4）が開示されていること。
- ・ その他実施内容に関し特に著しく不適切と認められる内容が存在しないこと。
- ・ テスト理論、各教科の指導法・評価法、カリキュラム・マネジメント等の専門家の意見を聞いて、テストの信頼性及び妥当性等を毎年度検証し、出題内容や方法、成績提供のあり方、採点の質等について、継続的に改善し続ける体制を有すること。
- ・ 生徒の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資するため、生徒の学習状況・学習に対する姿勢や学習に関する生活習慣等を把握することのできるアンケートを実施するように努めること。また、当該アンケート結果について、分析し、統計化されたデータを公表するよう努めること。

※4 出題や結果提供、運営に関する情報のほか、障害のある受検者等への配慮、事前／事後学習教材や学習状況等のアンケートの有無・内容などの情報。

（2）認定後の遵守事項

- ・ 認定を受けた年度の次年度以降毎年度の事業概要を文部科学省に報告すること。
- ・ 実施内容に変更が生じる場合又は認定された測定ツールを廃止しようとする場合に必要な届出を文部科学省に提出すること。
- ・ 受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表し、又は第三者に提供しないこと。
- ・ 認定を受ける際に、指摘事項を通知された場合は、その指摘事項を踏まえ適切な改善を図るとともに、改善した内容は速やかに文部科学省に報告すること。

(3) 認定の効果

認定の有効期間は、認定したときから3年後の年度末までとし、認定要件を欠くことや欠くおそれがあることが判明した場合は、必要に応じて5.(2)に示す審査会を経て、認定を取り消す。

なお、基礎診断の認定は、それ自体が法的効果を伴うものではなく、認定基準への適合性を確認したという性質のものである。

5. 認定に関する手続

基礎診断の認定に当たっては、以下に示すように、測定ツールを提供する民間事業者等からの申請に基づき、認定基準に適合することを審査した上で認定し、教育委員会等に対し情報提供を行う。

(1) 申請

認定を受けようとする民間事業者等は、認定を受けようとする年度の文部科学省が定める期日までに、様式1～5の申請書に必要事項を記載の上、文部科学省に提出する。

申請に当たっては、複数の教科で構成される測定ツールや学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の測定ツールについては、原則、それぞれまとめて1件として申請する。

(2) 審査

文部科学省は、申請内容が認定基準に適合しているかどうかについて、有識者で構成される審査会の審査に付し、その結果に基づき、認定又は不認定を決定する。標準審査期間は概ね3か月程度とする。

①審査員による分担審査

審査は、申請された測定ツールごとに、文部科学省において形式的要件を確認の上、文部科学省が委嘱する教科教育の専門家、高等学校教育関係者、試験運営の専門家、テスト理論・教育測定の専門家等の有識者で構成される審査員が分担して行う。

分担審査では、原則、審査員と申請を行った民間事業者等（以下「申請者」という。）との間で書面を通じた申請内容の確認を行い、必要に応じてヒアリング等も実施する。審査において、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等が生じた場合は、その内容を指摘事項の案として取りまとめる。

②審査会による全体審査

分担審査の後に、分担審査を行った審査員全員及びその他の有識者により構成される審査会を開催し、申請のあった測定ツール全てについて全体審査を行い、認定又は不認定を決定する。認定する場合において、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等がある場合は、その内容を指摘事項として決定する。なお、複数の教科で構成される測定ツールについては、一部の教科のみを対象に認定することもあり得る。

(3) 認定・情報提供

①認定

審査会による全体審査を経て認定された測定ツール（以下「認定ツール」という。）については、文部科学省が申請者に対しその旨を通知するとともに、審査会の指摘事項がある場合はこれも併せて通知する。

認定されなかった測定ツールについては、理由とともにその旨を申請者に通知する。

②情報提供

認定ツールについては、文部科学省ホームページで認定ツールの一覧として公表する。公表に当たっては、認定ツールの名称、対象教科、概要などの基本情報のほか、申請内容や審査会の指摘事項及び指摘事項に対する改善状況についても情報提供を行う。教育委員会等に対しても、文部科学省から基礎診断の趣旨の周知と併せて上記内容を通知する。

(4) 認定後の手続

①事業概要報告

認定ツールを提供する民間事業者等は、認定を受けた年度の次年度以降毎年度終了後6月末までに、様式6による事業概要報告を文部科学省に提出する。

②変更・廃止に関する届出

認定ツールを提供する民間事業者等は、認定ツールの実施内容に変更が生じる場合又は認定ツールを廃止しようとする場合は、あらかじめ、それぞれ様式7による変更届又は様式8による廃止届を文部科学省に提出する。

変更届については、原則、変更する3か月前に提出すること。また、提出された変更届の内容が4. 認定基準等に関する変更である場合は、必要に応じて5. (2) に示す審査会を経て、変更届について認定又は不認定を決定する。

6. 附則（平成30年3月6日）

この規程は、平成30年3月6日から施行する。

附則（令和3年4月23日）

この規程は、令和3年4月23日から施行する。

附則（令和6年6月20日）

この規程は、令和6年6月21日から施行する。ただし、令和6年度の認定に関する手続の申請については、5. (1) の規定にかかわらず、9月中旬までに、文部科学省に提出する。

附則（令和7年7月3日）

この規定は、令和7年7月3日から施行する。